

徳島県告示第五百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年十二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

|               |   |                     |
|---------------|---|---------------------|
| 1 4 0         |   | 整理<br>番号            |
| 大利辻           |   | 路線名                 |
| 同             | 三好市井川町河原五一九<br>六番一地先から<br>同 吉木四八二<br>九番地先まで | 区<br>間              |
| 新             | 旧   | 新旧<br>の別            |
| 四・一〇<br>一〇二・三 | 三・三〇<br>六・六                                 | 敷地<br>の幅員<br>(メートル) |
| 八三・三          | 八五・三  | 延<br>長<br>(メートル)    |